

市民のための

# 児童虐待対応の手引き

令和3年 9月

笠間市要保護児童対策地域協議会

(笠間市子ども福祉課 子ども家庭総合支援拠点)

## はじめに

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、笠間市では、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、令和3年度笠間市要保護児童対策地域協議会において、『児童虐待対応の手引き』を作成しました。

本手引きは、地域にお住まいの皆さま向けの内容となっています。実際の対応はもとより、児童虐待に関する理解を深めるにあたり、ご活用いただくと幸いです。

### 笠間市 子ども福祉課 子ども家庭総合支援拠点

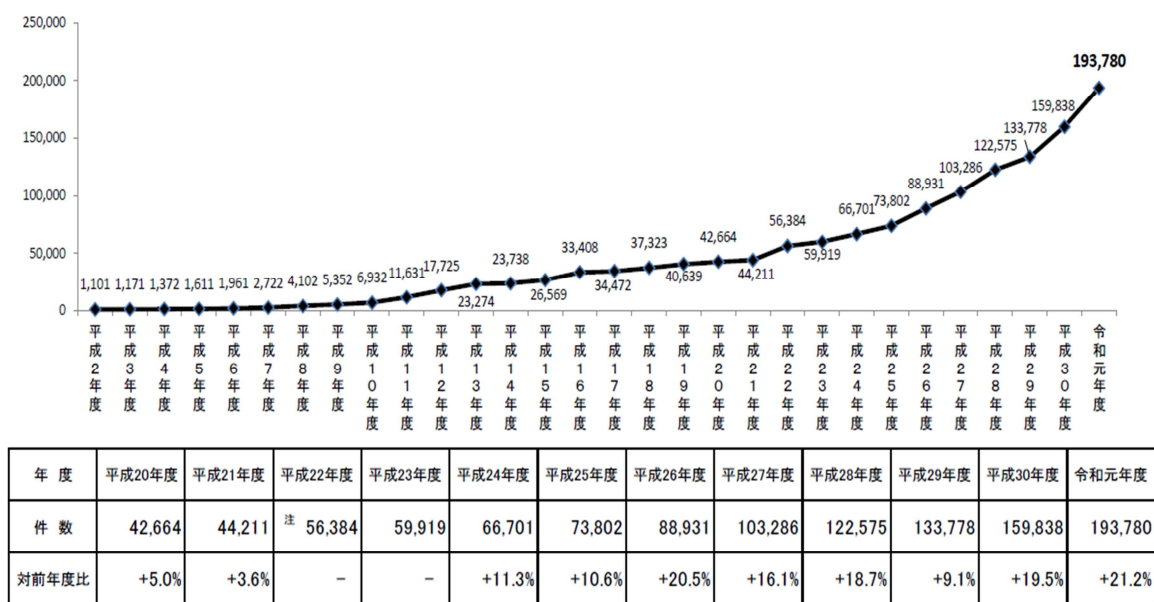


図1 全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

## 目 次

1 児童虐待の4つのタイプ	P1
2 虐待の要因	P2
(1) 保護者の要因	
(2) 子どもの要因	
(3) 家庭環境の要因	
(4) 社会からの孤立	
3 虐待が子どもに及ぼす影響	P3
4 子どもへの体罰等のない社会の実現	
(1) しつけと体罰の関係って？	P3～4
(2) 体罰は「やむを得ない」と思っていますか？	P4
(3) 体罰等によらない子育てを社会で応援しましょう	P4
5 発見から通告まで	
(1) 虐待の判断にあたっての留意点	P5
(2) 児童虐待の通告義務	P5
(3) 児童虐待を見逃さないために	P6
(4) 虐待に気付くためのチェックリスト	P7
(5) 児童虐待の重症度判断基準	P8～9
虐待対応の通告先	P10

### ～参考～

「関係機関のためのマニュアル 虐待から子どもを守ろう」（平成26年3月改訂版 茨城県）

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版 文部科学省）

### ～用語の説明～

本手引きでは次の用語を以下の定義で用いる。

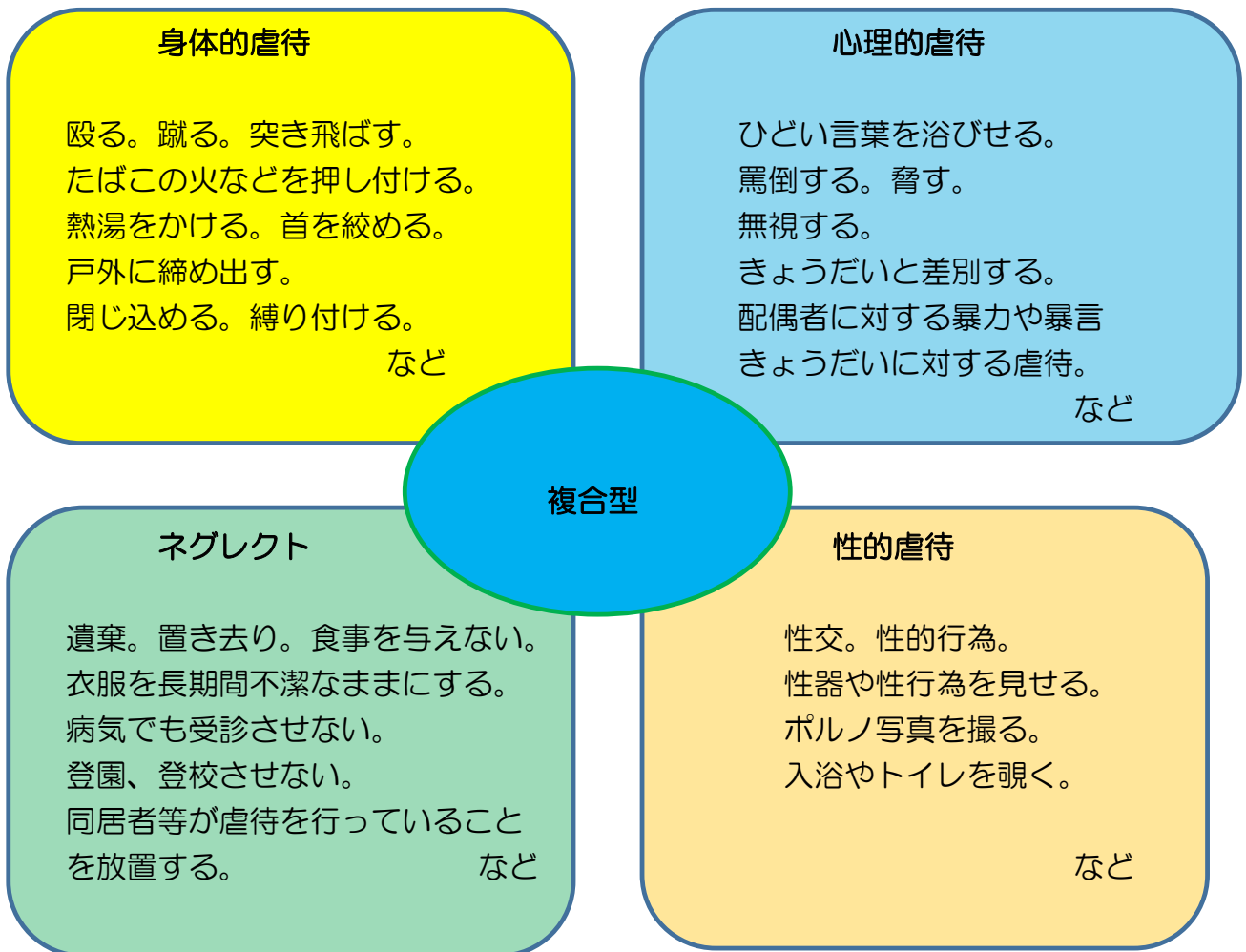
子ども・・・18歳に満たない者（児童虐待防止法に基づく）

保護者・・・児童虐待防止法第2条にいう「保護者」であり、親権を行う者の他、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。したがって、子どもの母親や父親だけでなく、養父母や内縁関係者も、子どもを現に監護している場合は含まれる。

保育所・こども園等・・・認可保育園（所）、幼稚園、認定こども園、託児所、企業型保育園等、就学前の児童を保育・教育する施設

## 1 児童虐待の4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



### DVと子どもの虐待

DVとはdomestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力や、暴力による支配関係のことをいいます。

子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応します。また、DV加害者の行為が子どもに向く可能性もあるため、子どもの安全を念頭にした介入が必要です。

## 2 虐待の要因

児童虐待を引き起こす要因はさまざまです。虐待する保護者の要因だけでなく、子どもや家族の要因、社会的要因も含めて理解することが必要です。

また、これらを理解し虐待のリスクを減らすことで、虐待防止にもつながります。

### (1) 保護者の要因

- ・保護者自身に被虐待体験がある。
- ・保護者自身の生育歴に、大人からの愛情不足がある。
- ・子育てに関する知識が不足している。
- ・望まない妊娠
- ・養育態度や社会性が未熟である。
- ・障がい、精神疾患、依存症がある。

### (2) 子どもの要因

- ・発達の遅れや偏りがある。
- ・よく泣く、寝ない、落ち着きが無いなどの「育てにくさ」がある。
- ・早期の親子の分離体験（低体重出生、障がい、慢性疾患）がある。

### (3) 家庭環境の要因

- ・配偶者の不在、または協力関係が不足している。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）がある。
- ・失業や低所得により経済的に困窮している。
- ・きょうだいに（2）のような問題がある。

### (4) 社会からの孤立

- ・相談・援助を求めることが苦手である。
- ・親族や近隣と疎遠である。

\*上記は例であり、その他の要因等が関係している場合もあります。

### 3 虐待が子どもに及ぼす影響

虐待のタイプと強さ、虐待を受けた年齢、期間によって異なりますが、虐待は子どもの心身の成長に様々な悪影響を与えます。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。これらは虐待によってのみ起こるものではありませんが、症状からさかのぼって虐待を発見する場合があります。

#### 世代間連鎖の問題

児童虐待をする親や祖父母にも被虐待体験があり、上記のような特徴が見られる場合があります。また、虐待による被害を適切にケアされなかった子どもは、その子どもに対して虐待をしてしまうこともあります。

しかし、周囲の支えがあれば、虐待の連鎖を断ち切ることができます。

### 4 子どもへの体罰等のない社会の実現

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されています。

#### (1) しつけと体罰の関係って？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

※ 道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

これらは全て「体罰」です。

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 他人のものを盗ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

## (2) 体罰は「やむを得ない」と思っていますか？

子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていませんか。

体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。

全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

## (3) 体罰等によらない子育てを社会で応援しましょう

今回の法改正を踏まえた取組では、体罰禁止に関する考え方などを普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。

子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方が理解し、体罰等によらない子育てを応援し広げていくことが大切です。

## 5 発見から通告まで

### (1) 虐待の判断にあたっての留意点

- ☆虐待の定義はあくまでも子ども側の視点から考えます
- ☆保護者がいくら一生懸命で、かわいいと思っていなくても、意図的ではなくても、子ども側にとって有害であればそれは「虐待」です。
- ☆暴行や体罰を「しつけ」と主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり不適切な行為であることを認識するべきです

いつでも子どもの立場から安全と健やかな育成がはかられているかどうかを判断する

#### 通告はためらわない

#### 通告をしなくてもよい理由は探さない

- ★虐待ではないかもしれない・・・
- ★もっと虐待されるかもしれない・・・
- ★保護者とのトラブルになるのではないか・・・

などと一人で心配せず、まずは**通告**しましょう。

虐待の判断は難しいため、通告者が判断する必要はありません。

通告をしても子どもの不利益になることはありません。

### (2) 児童虐待の通告義務

児童虐待の通告は全ての国民に課せられた義務です。

**児童福祉法**25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。

平成16年の児童虐待防止法改正では、虐待を受けた児童＝児童虐待を受けたと思われる児童となりました。さらに、児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体には、より積極的な児童虐待の**早期**発見及び通告が義務付けられています。(児童虐待防止法第5条)

通告は匿名で行うこともでき、通告した人、その内容に関する秘密は守られます。



### (3) 児童虐待を見逃さないために

#### 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

##### 不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができてきたりする場合は注意が必要です。

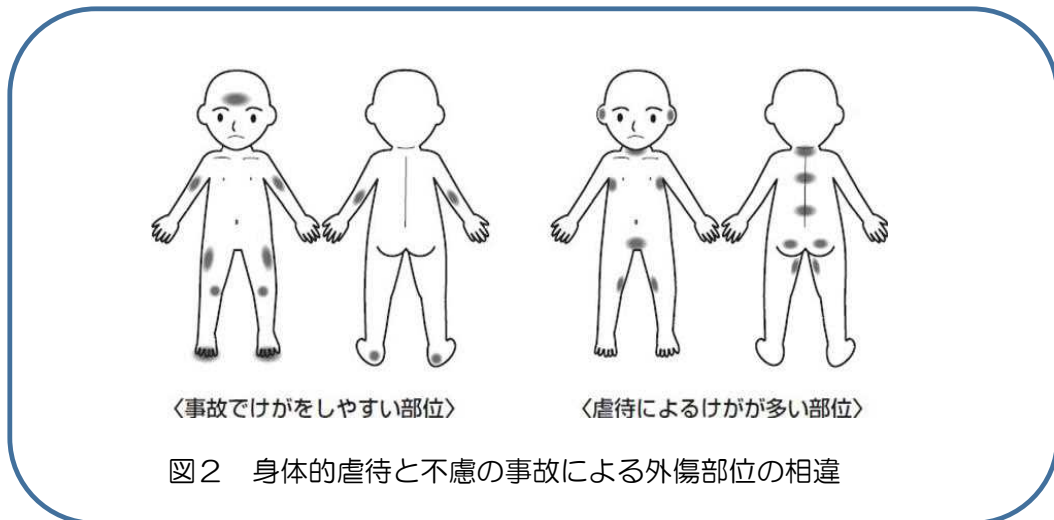


図2 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

##### 不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにもみられます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がこころろ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

##### 不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

##### 不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど、不自然な行動がみられることがあります。

#### (4) 虐待に気付くためのチェックリスト

虐待の種類に○をつけてください（重複可）					
	身体的虐待			心理的虐待（DV 有・無）	
	ネグレクト			性的虐待	
該当する番号に○をつけてください					
子どもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	子どもの様子	16	年齢不相応な性的遊びや発言がある
	2	家の外に締め出されている		17	性的なことに異常に反応する
	3	夜遅く出歩いている		18	きょうだいを含め、これまで民生委員の関りがある
	4	公園などで一人もしくは子どもだけで遊んでいる		19	子どもがけがや病気をしても医者に診せない
	5	乱暴・暴言などの言動がある	保護者の様子	20	子どもを叩く音や怒鳴る声がある
	6	表情や反応が乏しい		21	小さな子どもを置いて保護者だけでよく外出している
	7	家に帰りたいがらない		22	人前でも子どもを叩いたり怒鳴ったりする
	8	食べ物を万引きしている		23	近隣との交流がない
	9	食事を与えられていない		24	近隣とトラブルが絶えない
	10	警戒心が強い 態度がおどおどしている		25	働いていない等経済的基盤がわからない
	11	妙になれなれしい		26	家庭内トラブルがあり警察が来たことがある
	12	同年齢児に比べ背が低い		27	家族の中に病気、障がい、精神不安定な人がいる
	13	同年齢児に比べとても痩せている		28	同居者がよく変わる
	14	衣類や服の汚れが目立ち臭いがする。同じものを着ている		29	支援に拒否的である
	15	季節にそぐわない服装をしている	住環境	30	著しく不衛生な住環境で生活している（ごみ屋敷など）

## (5) 児童虐待の重症度判断基準

### ① 最重度

(生命が危ぶまれる)

- 頭部外傷の可能性→投げる、頭部を殴る、逆さ吊り、乳児を強く揺する
- 腹部外傷の可能性→腹部を蹴る、踏みつける、殴る
- 窒息の可能性→首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口をふさぐ
- 脱水症状、栄養不足のために衰弱している
- 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診なく放置されている  
(障害児の需要拒否に注意)

### ② 重 度

(子どもの健康や成長、発達に重大な影響がある)

- 医療を必要とする外傷→新旧多数の打撲傷。骨折、裂傷、眼の外傷。熱湯や熱源による火傷がある
- 精神症状がみられ、医療的なケアが必要である
- 成長障害や発達の遅れが顕著である
- 明らかな性行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある
- 必要な食事、衣類、住居が保障されていない
- 家から出してもらえない、閉じ込められている
- 子どもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある

### ③ 中 度

(入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、人格形成に問題を残すことが危惧される)

- 慢性のあざや傷ができるような暴力を受けている
- 長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていないため、人格形成に問題が残る危険性がある
- 生活環境や育児条件が極めて不良なため、事態の改善が望めない
- 長時間大人の監護なく家に放置されている

### ④ 軽 度

(実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感があり、虐待している親や周囲の者が虐待と感じているが、衝動のコントロールができ、かつ親子関係に重篤な問題がない)

- 外傷が残らない暴力
- 子どもに健康問題を起こすほどでないネグレクト

## ⑤ 疑 い

- 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

参考 NPO法人児童虐待防止協会「子どもの虐待ホットライン」より

## 虐待対応の通告先

虐待・虐待の疑いへの気づき

重症度の判断 (P8~9 児童虐待の重症度判断基準)

最重度・重度

- ◎ 110番 通報
- ◎ 中央児童相談所  
☎ 029-221-4150

中度

- ◎ 中央児童相談所  
☎ 029-221-4150  
必要に応じて警察にも通報

軽度

- ◎ 笠間市役所 子ども福祉課  
笠間市子ども家庭総合支援拠点  
☎ 0296-77-1101 (内線165)

迷った時は・・・

### 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするため、通話料は無料化されています。